

山形県公報

平成25年11月1日(金) 第2492号

毎週火・金曜日発行

目 次

4	_
_	
	ホ

○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程(子育て支援課)…1169
○救急病院等の告示····································
○争議行為を行う旨の通知····································
○ 宇 譲行為を行う自の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○事業の認定·····(用 地 課) ··· 同
○都市計画の変更の案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○同
選挙管理委員会関係
告 示
○政治団体の設立 同
○政治団体の届出事項の異動······ 同
○政治団体の解散····································
○資金管理団体の指定の取消····· 同
○貝並自在団体が指定が採用
公 告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(村山総合支庁総務課)…1177
○大規模小売店舗の新設の届出(商業・まちづくり振興課)… 同
○平成26年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集 (教育委員会) …1178
○特定調達契約に係る落札者の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○同
○同
〇同
〇同
○同
<u> </u>

山形県告示第988号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.60パーセント」を「年0.50パーセント」に、「年0.35パーセント」を「年0.30パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年10月9日から適用する。
- 2 平成25年10月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合について

は、なお従前の例による。

山形県告示第989号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	名				称		所	在	地	認	定	期	間
社会	福祉	法人恩	賜財	団済生	会山	形済	山形市沖町79) 灭 1		平成25	年11	月 7	日から
生症							口(N)>(1)14中m1 1 8	7		平成28	年11	月 6	日まで
ılı	形	徳	洲	△	4年	砂土	山形士海伊町	「二丁目3番51号		平成25	年12	月 1	日から
Щ	形	1芯	₽TI	会	1内	阮	山形川有牡川	一		平成28	年11	月30	日まで

山形県告示第990号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成25年10月22日次のとおり通知があった。

平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期間

平成25年11月6日以降事件解決の日まで

3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院 鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

介護療養型老人保健施設せせらぎ 同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック 同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

本部 同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば同

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば 同 日枝海老島64番地

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな 同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック 同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院 同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ 同 熊出字日鑓31番地3

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所 同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設) 鶴岡市民田字代家田100番1号

	ш ///	ル ム	TIX 332.102.5	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし(通所!	Jハビリテー:	ション) 同		
社会福祉法人山形虹の会	,,	• 1 •) hi		
介護老人保健施設かけはし(居宅が 社会福祉法人山形虹の会	个護支援)	同		
社芸価値伝入山が虹の云 デイサービスかけはし		同		
社会福祉法人山形虹の会		l+1		
		同		
社会福祉法人山形虹の会		[F]		
		同		
山形虹の会訪問入浴サービス		印		
社会福祉法人山形虹の会		=		
ショートステイかけはし		同		
社会福祉法人山形虹の会		-		
特別養護老人ホームかけはし		同	民田字代家田99番1号	
社会福祉法人山形虹の会				
ショートステイかけはし2号館		同		
医療法人健友会				
訪問看護ステーションかがやき		酒田	市中町三丁目3番18号	
医療法人健友会				
認知症対応型通所介護施設「楽楽」		同		
医療法人健友会				
のぞみ診療所		同	中町三丁目4番12号	
医療法人健友会				
本間病院		同	中町三丁目5番23号	
医療法人健友会				
本間病院居宅介護支援事業所		同		
医療法人健友会				
介護老人保健施設ひだまり		同		
医療法人健友会				
酒田市地域包括支援センターなかる	まち	同		
地方独立行政法人山形県・酒田市病院	完機構			
日本海総合病院		同	あきほ町30番地	
地方独立行政法人山形県・酒田市病院	完機構			
日本海総合病院酒田医療センター		同	千石町二丁目3番20号	
社会福祉法人恩賜財団済生会			• • •	
山形済生病院		山形	市沖町79番地1	
医療法人社団小白川至誠堂病院		1 .712		
小白川至誠堂病院		同	東原町一丁目12番26号	
医療法人社団松柏会		14.3		
至誠堂総合病院		同	桜町7番44号	
医療法人社団松柏会		1, 3	№ 4. В 4. 4	
至誠堂訪問サービスセンターコスコ	モス	同	旅篭町一丁目7番23号	
医療法人社団松柏会		lu1	W 1	
至誠堂ホームヘルパーステーション		同		
医療法人社団松柏会	•	l+1		
を原伝八年団体作去 至誠堂ケアプランセンターみらい		同		
生滅星グノブブラビンダーみらい医療法人社団松柏会		l+1		
医療法人任団性相会 わかばクリニック		同		
		旧		
医療法人社団松柏会		⊏		
地域包括支援センターかがやき		同		

平成25年11月1日(金曜日)

山 形 県 公 報

第2492号

医療法人社団松柏会

介護療養型老人保健施設木の実

同

医療法人社団松柏会

サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち 同

医療法人社団松柏会

至誠堂とかみクリニック

同 富神前48番5号

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院附属中山診療所

東村山郡中山町大字長崎3030番地1

医療法人篠田好生会

篠田総合病院

山形市桜町2番68号

医療法人篠田好生会

千歳篠田病院

同 長町二丁目10番56号

医療法人篠田好生会

天童温泉篠田病院

天童市鎌田一丁目7番1号

社会医療法人二本松会

山形さくら町病院

山形市桜町2番75号

社会医療法人二本松会

上山病院

上山市金谷字下河原1370番地

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 最上鬼首線

2 供用開始の区間 最上郡最上町大字向町字町浦74番3から

同 30番1まで

3 供用開始の期日 平成25年11月1日

5 医角围如沙角口 一十成25年11月1日

山形県告示第992号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 起業者の名称

天童市

2 事業の種類

倉津川雨水排水調整池整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 天童市大字芳賀字豊築地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

倉津川雨水排水調整池整備事業(以下「本件事業」という。)は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する下水道施設に関する事業であり、土地収用法第3条第18号に規定する「水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業又は下水道法(昭和33年法律第79号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 本件事業の起業地である天童市芳賀地区では、現在、平成28年度までの計画で芳賀土地区画整理事業が進められている。この芳賀土地区画整理事業の進捗に伴い区域内の基盤整備が進み、従来は貯水と浸透機能を持っていた水田が宅地化されている。このため、芳賀土地区画整理事業関連区域等の雨水は、抑制機能がない状態で、幹線排水路第2号から倉津川に直接流入することになっている。

市内中央を東西に流れ、市内東部のほとんどの雨水が集中して流入する倉津川は、以前から、台風や大雨により幾度となく甚大な内水被害を繰り返していた。

昭和50年代以降、市街化区域の土地区画整理事業が相次いで竣工し、倉津川中流部の田畑の宅地化、道路の舗装が進んだことにより、雨水の保水・遊水機能が低下したため、流出時間の短縮化をもたらすとともに流出量が増大している。

さらに、近年の異常気象により集中豪雨などの局地的な大雨が発生することが多くなってきており、いったん雨が降ると瞬時に下流域の水かさが増して、危険な状態になる頻度が非常に高くなってきた。

平成9年、同11年、同14年及び同22年の大雨の際には、市内西部の高野辺地区付近の水門を最上川からの 逆流を防ぐため閉鎖したことで内水位が上昇し、周辺の農地が冠水する被害が発生している。

最近では、平成23年9月に記録的な雨量ではないにもかかわらず、長雨が続いたことにより倉津川が増水 し、高野辺地区の水田が浸水した。

このような状況の中、前述の芳賀土地区画整理事業の宅地造成等が促進されることで、これまでより大量の雨水が倉津川に流入することになる。これにより、倉津川下流の水量がより一層増加し、下流域の内水による浸水被害の危険性が極めて高くなることが想定されることから、住民の不安を増大させている。

以上のことから、雨水が倉津川に急激に流れ込むことを防ぐため、市街地の雨水排水抑制対策を実施することが喫緊の課題となっている。

本件事業は、この雨水排水抑制対策の第一段階として、芳賀土地区画整理事業地内の雨水幹線排水路の整備に合わせ、芳賀地区の下水道雨水調整池の整備に着手するものである。

倉津川に対する雨水排水抑制対策としては、倉津川に流入する前に雨水排水調整池を設置して、倉津川の流下能力を超過する可能性のある雨水流出を一時的に溜める方策が最も効果的であることから、本件事業では市内南東部の雨水が流入する幹線排水路第2号及び芳賀土地区画整理事業地の隣接地に用地を確保し、倉津川に流入する雨水の水量を制御する機能を有する下水道雨水調整池を整備するものである。

本件事業の施行により、雨水排水区域からの雨水流出を一時貯留することで、幹線排水路第2号から倉津川に流入する雨水排水の6.761㎡/sが抑制されることになり、倉津川下流域における内水による浸水被害等の危険性を低減することができる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物 や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えら れるものの、工事機械作動時の防音に充分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極め て小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ハ 本件事業の起業地については、
 - (イ) 調整池の雨水調節方式は、原則として自然流下方式であるため自然流下が可能な場所とする。
 - (1) 越流時においても安全性が確保できる場所とする。
 - (ハ) 排水量調整口の敷高は、幹線排水路2号の水位が上昇した場合においても自由落下を阻害しないようにできるだけ高位置の場所とする。
 - (二) 調整池に流入する水路の敷高は、調整池が高水位になった際に逆流して自由流下を阻害しないようにできるだけ高位置の場所とする。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、芳賀土地区画整理事業地隣接地内において、地表高さが一番低い場所であり、ポンプ等の動力を使用せずに自然勾配で雨水排水を容易に取り込めること、また、幹線排水路第2号に直接接しており、計画以上の大雨時には幹線排水路第2号に直接越

流させることが可能であるため、安全性が確保できること等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ 倉津川は、以前から、台風や大雨により幾度となく甚大な内水被害を繰り返していたが、近年では、倉津川中流部の田畑の宅地化等により雨水の保水・遊水機能が低下していることから、異常気象による集中豪雨などの局地的な大雨等の際には、瞬時に下流域の水かさが増して、危険な状態になる頻度が非常に高くなってきている。
 - そうした状況に加えて、芳賀土地区画整理事業の進捗に伴い区域内の基盤整備が進んだため、芳賀土地区 画整理事業関連区域等の雨水は、抑制機能がない状態で幹線排水路第2号から倉津川に直接流入しているこ とから、内水による浸水被害の危険性は更に高まっており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと 認められる。
 - ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、 収用の手段を講じることは合理的であると認められる。
 - ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論
 - (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市建設部都市計画課

山形県告示第993号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 金山都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・2号山崎羽場線、3・5・1号十日町上川原線及び3・6・1号七日町飛森線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・2号山崎羽場線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 金山町大字金山字前田表、字北の沢、字大柳、字金山町、字町裏、字久保、字上河原、 字羽場、字入田表及び字上野地内
 - (2) 3・5・1 号十日町上川原線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
 - (3) 3・6・1 号七日町飛森線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成25年11月1日から同月15日まで
 - (2)場所県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに金山町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第994号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 南陽都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・5号赤湯停車場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 南陽市郡山字両角三、字荒田及び字両角二、三間通字西大田、字六角西、字壇ノ越、字西 蕨田、字蕨田、字中蕨田及び字東蕨田、赤湯字西川原並びに二色根字前川原、字堤端、字下 川原一及び字上氷堂
 - (2) 削除する部分 南陽市赤湯字西川原並びに二色根字前川原及び字堤端
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成25年11月1日から同月15日まで
 - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに南陽市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年11月1日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さとうれいこ後援会	渡部正之	遠藤悟	鶴岡市宝田一丁目7-28-6	平成 25. 9.24
池田ひろお後援会	五十嵐 直 樹	池田文夫	酒田市新青渡字村立27番地	10. 7

山形県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年11月1日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

誠

政治団体の名称	異	私	事	項		内				容		届出年月	3 11
以信団体 0 名 称	共	動	尹	垻		新			[E	3		油山牛力	1 日
自由民主党山形県第三	主たる	事務	所の	所在地	酒田市	万千石町 2 ·	-13-16	酒田	市亀ケ崎	奇3-7-	- 7	平成	
選挙区支部	会計費	責任	者の	の氏名	森	田	廣	加	藤	正	行	25. 10.	9

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異 動 事 項	内	容	届出年月日
政石団体の名称	,	新	旧	囲山十月 I
かじわら宗明後援会	会計責任者の氏名	伊 藤 善 則	日下部 重 弥	平成 25.10.3
関井みきお後援会	会計責任者の氏名	大 泉 圭 太	尾 形 靖 雄	同 10. 8

山形県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年11月1日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政	治	寸	体	0)	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	目
みんなの	党山刑	≶県第3	区支部	部			佐		藤	丈	:	晴		平月	戈24. 12	. 31	

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	寸	体	Ø	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
佐藤たけ	はる後	接会					佐		藤	丈		晴		平成	t 25. 5	. 31	
三浦正良	後援会						Ξ		浦	正		良		平成	₹25. 9	. 11	
小林しげ	よし後	接会					武		田	富		志		平成	₹25. 10	. 6	
佐藤勝後	援会						佐		藤			剛		平成	₹25. 10	. 23	

山形県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成25年11月1日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

指	金管理定の原をした。	取消0	り届	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地	代表	表者	の氏	名	指定取消	年月日
佐	藤	丈	晴	酒田市議会議	佐藤たけはる	酒田市錦町5丁目56番地	仕	藤	丈	晴	平成25.	5 31
江	月 祭	人	門	員	後援会	Ø10	MT.	//	人	円	十八人25.	0. 51

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日
 平成25年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

NPO法人らっふる

(2) 代表者の氏名

草苅 幸弘

(3) 主たる事務所の所在地 寒河江市内の袋一丁目6番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持っている人々に対して、施設訓練サービスに関する事業及び居宅生活サービスに関する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に 関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 米沢市役所において平成26年3月1日まで縦覧に供する。

平成25年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ジョーシン米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 新潟ジョーシン株式会社 新潟県上越市藤野新田1174番地3

代表取締役 山中庸隆

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年6月16日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 2,737平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 121台
 - (2) 駐輪場の収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の面積 30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

山 形 県 公 報

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時30分
- 口 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯午前9時から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日

平成25年10月15日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年3月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成26年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。 平成25年11月1日

山形県教育委員会委員長 長 南 博 昭

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

	学校	kī	全	日	制	の	課	程	定	き時制の	課程	特	≑ ⊓
	子 仪	名	訍	: 置	:学	2 科	•	入学定員	設置	学科	入学定員	1 行	記
山形県	県立山 形 東	高等学校	普通					240					
同	山 形 南	高等学校	普通					240					
			理数					40					
同	山形西	高等学校	普通					240					
同	山形北	高等学校	普通					160					
			音楽					40					
同	山形工	業高等学校	工業	機材	戒シ	ステ	ム	80					
						ステ		40					
				情報	银シ	ステ	ム	40					
				建築	築シ	ステ	ム	40					
				環場	竟シ	ステ	ム	40					
同	山形中	央高等学校	普通					200					
			体育					80					
同	霞城学	園高等学校							普通		午前 40		
											午後 40		
											夜 40		
同	上山明新	f館高等学校	普通					200					
			農業	食	料	生	産	40					
			商業	情	報	経	営	40					
同		事 学 校	総合					160					
同	山 辺 福	事 学 校	家庭	食			物	40					
				福			祉	40					
			看護	看			護	40					

同	寒河江高等学校	普通				200					
同	寒河江工業高等学校	工業	機		械	40					
			電 子	機	械	40					
			情 報	技	術	40					
同	谷 地 高 等 学 校	普通				120					
同	左 沢 高 等 学 校	総合				120					
同	楯 岡 高 等 学 校	普通				200					
同	村山産業高等学校	農業	農業	経	営	40					
	7, 1, 1, 2, 2, 1, 1, 1, 1, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	農業		境	40					
		工業	機		械	40					
				情	報	40					
		商業				40					
同	北村山高等学校	総合	1/10 200 0	- • 1		160					
同	新庄北高等学校	普通				200	普通		夜	40	
l _{L-1}	最上校	普通				40				10	
同		普通				120					
lH1	利压用同守子仪	商業	総合も	N 27 4	, 7	40					
	A 11 H	問業 普通	松石	- ンイ	` ^						
EI .	金山校		生物	<i>H</i> -	<u> </u>	40					
同	新庄神室産業高等学校	農業		生環	産境	40					
		一 **									
		工業	機械		気・、・	40					
		94: /×	環境ラ	・サイ	<u>ン</u>	40					
同	真室川高等学校	普通				40					4n. + 27 -47 22 11.
同	米沢興譲館高等学校	普通				160					一般入学者選抜
		理数				40					おいて、普通科と
											数科は、まとめて
											集する。
同	米沢東高等学校	普通				160					
同	米沢工業高等学校	工業	機		械	40	工業	産業	夜	40	
			生産シ	ノスラ	- A	40					いて、機械科と生
			電		気	40					システム科、電気
			意 匠	情	報	40					と意匠情報科、建
			建		築	40					科と環境工学科は
			環境	工	学	40					それぞれまとめて
											集する。
同	米沢商業高等学校	商業	総合し	ニジネ	、ス	80					
			情報と	ニジネ	、ス	40					
同	置賜農業高等学校	農業	生物	生	産	40					
			園 芸	福	祉	40					
			食 料	環	境	40					
同	南陽高等学校	普通				200					
同	高畠高等学校	総合				120					
同	長 井 高 等 学 校	普通				200					
同	長井工業高等学校	工業	機械シ	ノスラ	- A	40					
			電子シ			40					
			福祉生產			40					
同	荒 砥 高 等 学 校	総合	194 444 44/			80					
同	小国高等学校					80					

同	鶴岡南高等学校	普通					160					一般入学者選抜
		理数					40					おいて、普通科と
												数科は、まとめて
												集する。
	山 添 校	普通					40					
同	鶴岡北高等学校	普通					160					
同	鶴岡工業高等学校	工業	機	械 シ	゚゙スラ	- A	40	工業	工業技術	夜	40	
			生	産シ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	- A	40					
			電気	(電子	シス	テム	40					
			情幸	设通信	シス	テム	40					
			建:	築シ	スラ	- A	40					
			環:	境シ	スラ	- A	40					
同	鶴岡中央高等学校	普通					120					
		総合					160					
同	加茂水産高等学校	水産	海	洋	技	術	40					
			海	洋	資	源	40					
同	庄内農業高等学校	農業	生	物	生	産	40					
			園	芸	科	学	40					
			生	物	環	境	40					
同	庄内総合高等学校	総合					120					
同	酒田東高等学校	普通					200					
同	酒田西高等学校	普通					200	普通		夜	40	
同	酒田光陵高等学校	普通					120					
		工業	機			械	40					
			_		機		40					
			エン		ギー扌	支術	40					
			環		技	術	40					
		商業	国	際	経	営	120					
		情報					40					
同	遊佐高等学校	普通					40					

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記 1 「平成26年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程 入学志願要項」に定めるところによる。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学	校	名	設置	学科	入学定員
山形県	立霞城学園	高等学校	普	通	120
			服	飾	40
同	鶴岡南高	§等学校	普	通	80

(注) 入学志願に係る詳細については、別記 2 「平成26年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

3 山形県立特別支援学校の高等部

学	-	校	2	名			受入れ	区域	設置	学科	入学定員	
山形県立	立山	形	盲	学	校	県	下	_	円	普	通	若干名
										保健	理療	若干名
同	Щ	形	55 龍	学	校	県	下	_	円	普	通	若干名
同	Щ	形	養護	隻 学	校	県	下	_	円	普	通	14

同	米沢養護学校	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、 川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普	通	14
-	1 1 1 10 14 14 1 7 14	7	24.	7-2	
同	ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普	通	若干名
同	鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普	通	14
同	酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普	通	14
同	新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普	通	14
同	村山特別支援学校	山形市、寒河江市、上山市、天童市、 山辺町、中山町、西川町、朝日町、 大江町	普	通	11
同	楯岡特別支援学校	村山市、東根市、尾花沢市、河北町、 大石田町	普	通	11
同	上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、 村山市、長井市、天童市、東根市、 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、 河北町、西川町、朝日町、大江町、 大石田町、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町	普	通	24
同	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町、 最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、 遊佐町	普	通	16

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。
 - 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成26年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。
- 4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山 辺 高 等 学 校	看 護	40

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記 4 「平成26年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に 定めるところによる。
- 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学		校	2	名			受入れ	ル区域	設置学科	入学定員	
山形県立	江山	形	盲	学	校	県	下	_	円	理療	若干名
同	Ш	形	ろう 皇	学	校	県	下	_	円	商業技術	若干名
	•			•						生産技術	若干名

(注) 入学志願に係る詳細については、別記 5 「平成26年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記1

平成26年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 平成26年3月に県内の中学校又はこれに準ずる県内の学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者

- イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。
- ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
- ニ 体育科にあっては、得意運動種目を有すること。
- ホ 音楽科にあっては、得意領域(声楽、器楽)を有すること。
- (2) 合格した場合は、入学が確約できる者
- 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年3月県教育委員会規則第4号)の定めるところによる。

- 3 対象学科・募集人員
 - 別に定める。
- 4 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 出願に必要な書類
 - イ 共通に必要な書類
 - (4) 推薦入学願書
 - (口) 自己推薦書
 - (ハ) 調査書
 - ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成26年1月22日 (水) から1月28日 (火) 正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要に応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を総合して行うものとする。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、平成26年2月6日(木)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に 応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成26年2月14日(金)必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成26年3月17日(月)に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成26年3月に山形県内の連携型中 高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校(県立新庄南高等学校金山校、県立小国高等学校)

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成26年1月22日(水)から1月28日 (火)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、平成26年2月7日(金)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成26年2月14日(金)必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成26年3月17日(月)に行う。

第3 一般入学者選抜

- 1 志願資格
 - 一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 平成26年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程(以下第3において「中学校」という。)を修了(以下第3において「卒業」という。)する見込みの者
 - (2) 中学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者
 - (4) 平成26年度推薦入学者選抜において合格内定していない者
- 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 共通に必要な書類
 - イ 入学願書
 - ロ調査書
 - (2) 個別に必要な書類
 - イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成26年2月19日(水)から2月25日(火)正午までの間に、在籍又は出身中学校 長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。 なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものと する。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成26年3月10日(月)に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成26年3月10日(月)学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願 状況等に応じては、面接を翌日の平成26年3月11日(火)とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成26年3月11日(火)に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成26年3月17日(月)に受検番号によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1志願 資格」に該当し、平成26年4月1日現在で20歳以上の者とする。

- 2 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書
 - (2) 出身中学校の卒業証明書
 - (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成26年2月19日(水)から2月25日(火)正午までの間に、志願者が志願 先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成26年3月10日(月)に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成26年3月17日(月)に受検番号によって行う。

第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成26年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成26年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成26年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程(以下別記2において「中学校」という。)を修了(以下別記2において「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者 ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成26年度入学予定者に限る。
- 2 募集区域

県下一円

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成26年3月3日(月)から3月20日(木)午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等 も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、平成26年3月28日(金)までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。
- 5 その他
 - (1) 細部については、平成26年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
 - (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成26年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成26年3月卒業見込みの者
 - ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者
 - ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校 教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
 - ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に 示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

- (1) 入学志願は1人1校とする。
- (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、 締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出 すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各特別支援学校長は、関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結 果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導 要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通 知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成26年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

- 第1 山辺高等学校専攻科(看護)
 - 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成26年3月卒業見込みの者とする。

平成26年1月24日(金)から1月30日(木)正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

平成26年2月14日(金)正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成26年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 高等学校又は特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部を平成26年3月卒業見込みの者
 - ロ 高等学校又は特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部を卒業した者
 - ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学 校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
 - ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

- 3 入学願書及び調査書等の提出
 - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各特別支援学校長は、関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

-

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 落札に係る物品の名称及び数量

内視鏡システム賃貸借 45,660件 (予定数量)

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地

ティーメディクス株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号

- 5 落札金額 3,496.5円 (1件当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月 1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 内視鏡用X線透視撮影装置賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地

東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷三丁目15番2号

- 5 落札金額 月額1,076,775円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月 1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 落札に係る物品の名称及び数量

超音波診断装置 2式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社コーア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 34,650,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月 1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 落札に係る物品の名称及び数量

一般撮影装置用DRシステム 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番2号
- 5 落札金額 103,404,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年9月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 落札に係る物品の名称及び数量

ガンマカメラ装置 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番2号
- 5 落札金額 88,200,000円

平成25年11月1日(金曜日) 山 形 県 公 報 第**2492号**

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年9月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年11月1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 3 D画像解析シミュレーション装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東2丁目1番21号
- 5 落札金額 29,074,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年9月6日